

## 中部運輸局自動車交通部

平成29年12月25日 14:00発表

連絡先  
国土交通省中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 中山、伊藤  
Tel 052-952-8038

## 貨物自動車運送事業者の許可の取消処分について

今般、所在不明を原因とする下記の事業者について、貨物自動車運送事業法の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分を行ったのでお知らせします。

## 記

## (1) 処分年月日

平成29年12月25日

## (2) 行政処分の内容

一般貨物自動車運送事業許可の取り消し

(貨物自動車運送事業法第33条)

## (3) 違反行為の概要

事業の無届出休止・廃止

※所在不明事業者であって、相当な期間事業を行っていないと認められるもの。

(貨物自動車運送事業法第32条)

No.	事業者名	所在地
1	四日市水産運輸 有限会社	三重県三重郡川越町大字亀崎新田77-555
2	赤羽 貴久	愛知県一宮市浅井町東浅井字走り下51番地

同時発表：三重県政記者クラブ  
岐阜県政記者クラブ